

# くるみん認定の新基準と新しい認定制度について

神奈川県労働局 雇用環境・均等部  
指導課

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度について
- 令和4年4月1日からの認定制度の改正ポイントについて
- くるみんの認定基準とマークの改正
- プラチナくるみんの特例認定基準の改正
- 新たな認定制度（トライくるみん）の創設
- 不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」の創設
- 「両立支援のひろば」について

# 次世代育成支援対策推進法（H17.4.1施行）に基づく認定制度について

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。この法律は平成26年度末までの時限立法でありましたが、法改正により法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。

## 企業が取り組むこと

- この法律において、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなっており、**常時雇用する労働者が101人以上の企業**は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが**義務**とされています。（100人以下の企業は努力義務）

## 認定・特例認定を申請できます

- 企業の自発的な次世代育成支援に関する取組を促すため、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定（**くるみん認定・トライくるみん認定**）を受けることができます。さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、特例認定（**プラチナくるみん認定**）を受けることができます。

## 認定・特例認定を受けると

- 認定、特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業としてそれぞれ「認定マーク（愛称：くるみん、トライくるみん）」、「特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。「プラス」認定によって、不妊治療と仕事との両立サポート企業であることのPRもできます。
- 認定・特例認定を受けた企業には、公共調達における加点評価等があります。

# 令和4年4月1日からの認定制度の改正ポイント

令和4年4月1日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

## ポイント1

- ・ くるみんの認定基準とマークの改正

## ポイント2

- ・ プラチナくるみんの特例認定基準の改正

## ポイント3

- ・ 新たな認定制度「トライくるみん」がスタート

## ポイント4

- ・ 新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」がスタート

# くるみんの認定基準とマークの改正

## 認定基準の改正

### ① 男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率

7%以上 → 令和4年4月1日以降：10%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

15%以上 → 令和4年4月1日以降：20%以上

※制度改正に伴う経過措置がございます。詳しくはパンフレットのp.12-13をご確認ください。

### ② 認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト

「両立支援のひろば」で公表すること、が新たに加わりました。

## 新しいマーク

旧マーク



新マーク



令和4年4月1日から、くるみんマークが改正されました。

改正されたマークは、令和4年4月1日以降に認定申請し、改正された基準を全て満たして認定された場合に付与されます。

※令和4年3月31日までに付与されたマークはそのまま使えます。

# プラチナくるみんの特例認定基準の改正

## ①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

男性の育児休業等取得率

13%以上 → 令和4年4月1日以降：30%以上

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

30%以上 → 令和4年4月1日以降：50%以上



## ②女性の就業継続に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、  
子の1歳時点在職者割合

55%以上 → 令和4年4月1日以降：70%以上

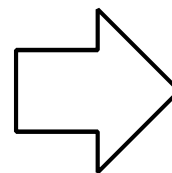
※それぞれ制度改正に伴う経過措置がございます。

詳しくはパンフレットのp. 18, 20をご確認ください。

## 新たな認定制度「トライくるみん」の創設

- トライくるみんは、令和4年4月からスタートした新しい認定制度です。
- 認定を受けると、くるみん認定、プラチナくるみん認定と同じように、トライくるみんマークを、商品、広告、求人広告などに付けることができ、子育てサポート企業であることをPRできます。さらに、公共調達の加点評価等を受けることができます。
- 認定基準は、改正前のくるみんと同じです。
- トライくるみん認定を受けていれば、  
くるみん認定を受けていなくても直接  
プラチナくるみん認定を申請できます。

認定マーク  
「トライくるみん」



# 不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」の創設

## プラス認定とは

- くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設されました。令和4年4月からスタートした新しい認定制度です。
- 認定を受けると、くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定にプラスマークを追加して、商品、広告、求人広告などに付けることができ、子育てサポート企業であることにプラスして、不妊治療と仕事との両立をサポートする企業であることもPRできます。



認定マーク  
「くるみんプラス」



認定マーク  
「プラチナくるみんプラス」



認定マーク  
「トライくるみんプラス」



# 不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」の創設

## プラス認定を受けるためには

### 1. 受けようとするくるみんの種類に応じた認定基準を満たしていること

※例：不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業として、くるみんプラス認定を受けようとする場合、くるみんの認定基準を全て満たす必要があります。

### 2. 次の（１）～（４）をいずれも満たしていること

（１）次の①及び②の制度を設けていること。

①不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）

②不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度

（２）不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。

（３）不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組みを実施していること。

（４）不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者（両立支援担当者）を選任し、社内に周知していること。

## 「両立支援のひろば」について

「両立支援のひろば (<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)」は、厚生労働省が運営するウェブサイトです。

- ・ 一般事業主行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」
- ・ 自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえ一般事業主行動計画を作成できる「両立診断サイト」
- ・ 企業や労働者向けのお役立ち情報など、職場で両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご利用ください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト  
両立支援のひろば

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

>サイトマップ >検索について >印刷について

検索

トップ 一般事業主行動計画公表サイト Q&A集 両立診断サイト 企業の取組事例

次世代法に基づく  
一般事業主行動計画を公表しましょう!

令和4年4月1日から、くるみん認定及びブラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました！新しい認定制度もスタートします！詳しくはこちらからご覧ください。



以上で説明を終了致します。  
ご清聴ありがとうございました。

くるみん認定等のご質問については、お電話でも対応させていただきます。  
神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課  
TEL : 045-211-7380